

4月20日、市に提出した第1回交渉会の議題等に関する文書（みそら自ー27-003）中に誤りがありましたので修正します。別添の文書と差し換えて下さい。

平成27年4月23日  
事務局長 日和 一郎

#### 4. (2) 項について

- ④ 平成25年2月の市長選挙の際、選挙の争点となつた為「継続操業の中で共存共栄を図っていくと公約した」とタウンミーティングで述べておられます。この内容は7月8日の内容と同じです。その中間の時期に当たる5月7日にはこのことに一切触れられていません。同じ人の行動・言動として到底理解出来ません。

上記④は削除して、4.(3)の内容を一部修正して追加する。

#### 4. (3) 項について

- ① 4月20日提出の文書の内容とします。  
② 平成26年2月の市長選挙の際、選挙の争点となつた為「継続操業の中で共存共栄を図っていく」とタウンミーティングで述べておられます。たとえ選挙の争点となつたとは言え、自ら7月8日に「みそらの総意」を求め、その市長の求めに応じて当時の自治会が懸命に努力している最中に、四街道市民に公約として発表されたことは、市政を与る市長としてはあまりにも拙速な発言であり、また自治会およびみそら住民を侮辱するなものでもない。従って、謝罪文の要求をするものです。



上記4月27日を厳守願いますが、（5）、（6）項の議題の回答日が何時になるかを、4月27日の回答日に示して下さい。

## ごみ処理施設問題の第一回交渉会議題の補足説明及び質問

### 4. (1) 項について

交渉はお互いの基本的考え方を明示して行うのが通例です。これまでの市の回答は、抽象的に「意見をお伺いしながら協議させて頂きます。」との表現が目立ちますが、申すまでもなく、ごみ処理施設問題の解決は市の責任において行われなければなりません。その立場に立った回答をお願いします。

以下の項目についての回答も同様です。

### 4. (2) 項について

- ① 当時の自治会の対応は、平成25年5月12日の班長会で以下の報告をしている。「市の申し入れは、何の協議をしたいのかは具体的に出てきていない。従って、市に対し7月の班長会に具体的な内容を報告したいので、具体的な内容を提案するように申し込んだ。」また、5月発行のエコーみそら2号（全会員に配布される。）には「市から確認書について協議したいとの依頼があり、自治会としては、市からの具体的提案を待って、対応を考えています。」と記載されている。
- ② 7月8日の公文書は、5月7日の公文書の具体的な内容とは程遠い内容である。
- ③ 二回のタウンミーティングで、市・自治会共に5月7日の公文書に一度も触れていない。又、「突然継続操業を認めてくれとは何事か！」と、住民の怒りの質問に対しても、市として正当な5月7日申し入れの公文書について、何故説明しなかったのか疑問である。
- ④ 現時点でも、みそら住民は平成25年5月7日に市から公文書が来たことを知らない。また、諮問委員会にもこの文書を執行部は提示していない。このことは自治会内部の問題ではありますが、上記経過から疑問がぬぐえません。

### 4. (3) 項について

- ① ごみ処理施設問題に関するみそら住民の意識は、「撤去・移転を求める」と「継続操業を認めてもらいたいのではないか」との二つがあることは、十分知っておられると思います。市長自ら「これまでの経緯はほかの市長より知っているつもりです。」と述べておられることから当然です。  
然るに、7月8日の文書は「貴自治会の皆様の総意において、現施設の継続的な操業をお認めいただくとともに、」と記載されています。自治会が認めるか否かの判断をどのようにするかは自治会組織で決めることであります。住民意識の一方の意見を総意として認めて欲しいと述べることは、自治会活動への不当な介入・強制であり自治権の侵害と考えます。
- ② 平成26年2月の市長選挙の際、選挙の争点となつた為「継続操業の中で共存共栄を図っていく」とタウンミーティングで述べておられます。たとえ選挙の争点となつたとは言え、自ら7月8日に「みそらの総意」を求め、その市長の求めに応じて当時の自治会が懸命に努力している最中に、四街道市民に公約として発表されたことは、市政を与える市長としてはあまりにも拙速な発言であり、また自治会およびみそら住民を侮辱するなものでもない。従って、謝罪文の要求をするものです。

#### 4. (5) 項について

- ① 確認書にある平成27年3月31日までの出来るだけ早い時期に現ごみ処理施設の稼動を停止することとなっているが実現していない。大変遺憾に思いますが、市長はこの責任をどのように取るのか具体的にお答え下さい。
- ② 平成27年4月1日以降ごみ処理施設の継続操業についての市からの要請は未だ来ていません。それは何故ですか。

参考までに、平成25年7月8日、廃14号によると確認書に規定している操業期間については、「履行できない状態となり大変申しわけなくお詫び申しあげます。中略。今後におきましても現施設の継続操業を切にお願いする次第です。」とありますが、この前提は市が現施設を継続操業させることが最も有効であると認識しているという視点に立ったお願いでした。しかし、自治会は平成27年2月1日の投票により総意で継続操業を認めないという結論を出しました。7月8日のお願ひは認めないこととなっております。
- ③ 平成27年2月1日の投票以降、自治会の方針は決まっています。市は問題の解決のためにアクションをとりましたか。市はこのことを市民に伝えましたか。
- ④ 市はできるだけ短時日のうちに現ごみ処理施設の稼動停止に向け行動に移らなければならぬと私達は考えます。すでにアクションを取られたのであればお知らせ下さい。問題解決の方法について市の考え方を具体的な方法・計画によって示して下さい。手続き等に時間を掛けるべきでは無いと考えます。
- ⑤ 残念ながら確認書の違約補償について協議をしなくてはならなくなりました。これは全て市の責任であります。補償についてどのように考えるのか明示してください。

#### 4. (6) 項について

- ① 佐渡市長が選挙に当選された平成22年、市は佐倉市・酒々井町清掃組合への加入協議の中にありました。その時点でもし、清掃組合の加入を断念して市単独でごみ処理を行うことにした場合、確認書の約束の期限を守れないことは認識されましたか。
- ② 清掃組合加入の条件で合意が出来ない中、平成25年2月、清掃組合から組合加入の決断を平成25年3月末までに出来ないなら加入協議を白紙に戻すと通告されましたが、何故応じなかつたのですか。
- ③ 平成25年4月2日に清掃組合から加入協議を白紙にすると通告されました。その時、何故吉岡に建設する方向で地区との協議を再開しなかつたのですか。
- ④ 平成25年5月2日の公文書で、「加入負担金や土曜日搬入の合意がえられず」と記載されていますが、先方にとって土曜日搬入は全く受け入れられないことを当市側が察知したのは何時の時点ですか。

以上